あの事件に学ぶ その1
―刑事手続きの問題点―

近年，氷見事件，足利事件，厚生労働省元局長事件，布川事件といった数々の冤罪事件が立て続けに明らかとなっている。LIBRA では，「あの事件に学ぶ―刑事手続きの問題点―」と題して，冤罪事件の当事者，支援者，弁護団のインタビューを，2 回にわたって掲載することとした。

今月号はその第一弾として，冤罪事件からみる刑事司法改革の重要性についての当会の竹之内明会長の論考に引き続き，昨年 5 月に再審無罪判決が確定した「布川事件」の当事者である桜井昌司さんと杉山卓男さんのインタビューと，布川事件が冤罪であることを信じて 1976 年から桜井さん，杉山さん，布川事件弁護団を支え続けた支援者団体であり，第 26 回東京弁護士会人権賞を受賞した，「布川事件 桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会」のインタビューを掲載した。

今回の特集が，個々の事件から刑事司法改革の重要性について考えるきっかけとなれば幸いである。

（伊藤 敬史，山添 健之，岩﨑孝太郎）

CONTENTS

- 取調べの可視化，人質司法の打破，そして証拠の全面開示に向けて
- インタビューⅠ
  布川事件　桜井昌司さん 杉山卓男さん
- インタビューⅡ
  布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会
  （第26回東京弁護士会人権賞受賞）

取調べの可視化，人質司法の打破，そして証拠の全面開示に向けて

会長　竹之内 明（31 期）

刑事手続の目的は，適正手続の保障を全うしつつ，事案の真相を明らかにすることであるとされる。

取調べの可視化（取調べ全過程の録画）に対し，真相の解明に支障を生ずるとの主張がなされているが，実は，真相解明の最大の失敗こそが冤罪の発生である。冤罪は，国家による最大の人権侵害であり，冤罪被害者を生み出すだけでなく，真犯人を逃がし，犯罪被害者が求める真相解明を不可能にし，市民に誤った安心を与える結果ともなる。そして，冤罪の原因は，適正手続の保障が全うされていなかったことに行き着く。事案の真相は，適正手続の保障を全うすることによってしか解明されないのである。これが歴史の教訓であり，1980年代に明らかになった死刑再審無罪4事件の教訓であったはずなのである。

しかし，これらの冤罪の原因が徹底して究明されることもないままおよそ30年が経過し，今また，志布志事件，氷見事件，足利事件，布川事件，厚労省元局長事件等が冤罪であったことが明らかになり，福井女子中学生殺人事件では再審開始決定がなされるに至っている。これらの事件から見えてくる冤罪を

生まないための処方箋が，取調べの可視化（取調べ全過程の録画），人質司法の打破，そして証拠の全面開示の3つだと言えよう。

昨年5月，法制審議会に対し，「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや，被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など，刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」についての諮問がなされ，法制審議会に「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置され，審議がなされているが，この3つの処方箋を具体化することが求められている。

冤罪を生まないための処方箋-1

取調べの可視化（取調べ全過程の録画）

「検察の在り方検討会議」の提言を受けて，昨年4月以降，特捜，特別刑事部，知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の事件，そしてさらに否認事件についても，取調べの全過程を含む録画の試行が行われている。また，本年2月には，国家公安委員長の下に設置されていた「捜査手法，取調べの高度化を図るための研究会」の最終報告書が公表されたが，その提言に基づき，警察においても，取調べの全過程を含む録画の試行が拡大することが期待される。

取調べの可視化については，司法制度改革審議会以降，先延ばしに終始して10年が経過したが，警察をも含めて，取調べの全過程を含む録画の試行とその検証が行われることによって，実証的な議論により制度化が図られることが期待される。

布川事件の確定審においては，裁判所が警察の取調べの最終段階における自白録音テープに大きく影響を受けて自白の任意性を認めてしまったが，その再審無罪判決は，「供述の録音が取調べの全過程においてなされたものでない」ことをも根拠に挙げ，「自白調書以上に，そこから独立した証拠価値を見いだすことは困難」とした。取調べの一部の録音・録画は，捜査官にとって都合の良い場面を切り取って行われるものであり，取調べの実情をかえって隠蔽する危険を孕んでおり，布川事件の推移は，この危険性を端的に示している。

冤罪を生まないための処方箋-2

人質司法の打破

志布志事件は，事件性そのものがない警察によるいわゆる「でっち上げ」事件であった。ところが，12名の被告人中実に6名もの被告人が虚偽の自白をしており，6名中の3名は，保釈になるまで，公判でも虚偽自白を維持し，保釈後になってようやく否認に転じている。確定判決は，「自白した方が早期に釈放されるとの認識の下，早期の釈放を期待して，否認から自白に転じ，その後もその自白を維持したことが如実にうかがえる。本件のように，法定刑が比較的低く，有罪になっても，罰金刑かせいぜい執行猶予付きの懲役刑になる可能性が高いと見込まれる場合，身柄拘束を受ける被疑者・被告人にとって，刑責を負うかどうかよりも，身柄拘束がいつまで続くのかの方が，はるかに切実な問題となるのは至極当然である。…このような状況においては，被疑者が早期に釈放されることを期待して，たとえ虚偽であっても，取調官に迎合し自白に転じる誘引が強く働くと考えられる。」と指摘している。

虚偽自白による冤罪を防止するには，勾留・保釈制度を改革して，身体不拘束捜査の原則を打ち立て，人質司法を打破することが必要である。

冤罪を生まないための処方箋-3

証拠の全面開示

厚労省元局長無罪事件では，強大な権限を有する捜査機関が証拠をねつ造までする状況が明らかになった。また，布川事件では，取調官が偽証までして，無罪であることを示す証拠の存在を隠し続け，その多くが開示されたのは，第二次再審請求後のことであった。さらに，福井女子中学生殺人事件においては，検察や警察の手元に留保されていた解剖時の死体の状況等の写真及び関係者の多数の供述調書などの多数の新証拠が開示され，再審開始が決定されるに至っている。

重要証拠の開示を拒否し続けた検察官の態度は正義に反するとともに公益の代表者としての公正さを欠くものである。

この証拠開示の問題については，裁判員裁判に先立って導入された公判前整理手続の中で，同手続に付された事件に限ってではあるが，弁護人に証拠開示の請求権が認められるようになった。これにより，証拠開示の範囲が飛躍的に拡大したものの，同手続に付されない事件については弁護人の請求権すらない現状にあり，同手続に付された事件であっても，証拠の存否，類型該当性，主張との関連性などについての紛糾が少なからず存在する。また，厚労省元局長無罪事件で発覚したような検察官による証拠隠しを防止する規定にはなっていない。

このような現状を改革し，冤罪を防止し，刑事手続における実質的当事者対等の理念を実現するためにも，再審事件，被疑者段階をも対象として，捜査機関の収集した証拠リストの弁護人への交付を含む全面的な証拠開示制度を早急に整備するべきである。

＊　　＊　　＊

今回，「あの事件に学ぶ」と題して2回にわたり特集を組み，本号では，冤罪被害者の方々，そしてこれを支えた支援者の方々のインタビューを掲載し，次号では弁護人の方々による座談会を掲載することとした。この特集により，あるいはこれを契機として，冤罪を防止するための処方箋に見合う立法事実を確認し，さらに検討を深めることができれば幸いである。

インタビューⅠ　冤罪事件の当事者に訊く

布川事件
桜井昌司さん　杉山卓男さん

聞き手・構成：伊藤敬史，山添健之，岩﨑孝太郎

布川事件とは…

1967年（昭和42年）8月30日，茨城県北相馬郡利根町布川に住むA一人暮らしのAさん（当時62歳）が，自宅で殺害されているのが発見された。警察は，被害推定時刻頃の「目撃情報」に基づき，「二人連れ」の男が犯人であるとの推測のもと，同年10月10日に桜井昌司さん（当時20歳），同月16日には杉山卓男さん（当時21歳）を別件逮捕した。

1970年10月6日，水戸地方裁判所土浦支部は，虚偽の「自白」に基づき，強盗殺人の罪で桜井さん・杉山さんに無期懲役判決を下した。1978年7月3日，最高裁の上告棄却決定により第一審判決が確定する。

1983年から1992年にかけての第一次再審請求審ののち，桜井さん・杉山さんは1996年11月に相次いで仮出獄した。仮出獄後の2001年12月6日，第二次再審請求が行われ，2005年9月21日，水戸地裁土浦支部は再審開始決定を下した。同決定は2009年12月14日，最高裁判所第二小法廷による特別抗告棄却決定により確定し，2011年5月24日水戸地裁土浦支部の判決により，桜井さん・杉山さんの無罪が確定した。

桜井さん・杉山さんが逮捕されてから無罪が確定するまで，実に44年の期間を要したことになる。

1　自白に至る過程

――取調べにおいて，一番つらかったのはどういったことでしたか。

桜井：やっぱり自分の言うことを信じてもらえないことですね。朝から晩まで取調べされるのもつらかったけど，疑われるということ自体が本当につらかったですね。

杉山：何を言っても否定されるということですね。

桜井：そう。「おまえはやっている。」と言われ続けて，どうしようもなかった。それで，もう諦めて，捜査官に迎合しちゃったんですね。

――脅迫的な取調べが行われたのですか。

桜井：私は，拘置所から警察の留置場に逆送された*のですが，その後の吉田検事の取調べでは，バーンと机を叩くとか，「このまま否認すると死刑になる。」とか，そういうことは言われました。ただ，最初に自白をしてしまった時の取調べでは，そういうのはなかったですね。

――それでも自白をしてしまった理由は何だったのでしょう。

桜井：心が折れてしまう瞬間というのがあるんです。私の場合は，嘘発見器にかけられて，「嘘発見器がお前の犯人性を証明したから，もうだめだ。」と言われて，やっていないと言い続ける心が折れてしまいましたね。そんなに言うんだったら，もういいやって。どうせやっていないし，ちゃんと調べてくれれば分かるだろうってね。

取調べって，「お前が犯人だろ」「いや違う」って，感情のぶつかり合いじゃないですか。その中にいるのが本当につらいんですね。その中にいると，人間どっかで心が折れちゃうんだよね。自分も，やっていない

＊桜井さん・杉山さんは，強盗殺人罪での逮捕状執行後，いったん，警察署の代用監獄から土浦拘置支所に移管された。しかしながら，土浦拘置支所勾留中の取調べで否認調書が作成されたのち，警察署の代用監獄へ「逆送」され，再度虚偽の「自白」調書が作成されることとなった。

桜井昌司さん

のになんでやったと言ってしまうか，こういう立場になるまで分からなかった。疑われるだけで，こんなにつらいのかって。

あのときは，杉山が誰かと組んでやったんだろうって，本当に信じていまして，すぐに杉山が犯人って分かるだろうって，最初はそういう気持ちでしたね。

杉山：私の場合は，桜井が捕まる1週間前くらいに，けんかをして，桜井の頭をビール瓶で殴っているんですね。だから，桜井が俺のことを恨んで巻き込んでるんじゃないかって疑っていました。桜井兄弟が2人でやった犯罪を，どちらか1人を助けるために俺になすりつけているんだと思っていたというか，思わされていました。それで，あっちは2人だし，どうせ俺の言うことなんて信用してくれないだろうと思って，早く取調べを終わらせて裁判で桜井と対決してやろうと思っていました。

――そのときは，杉山さんは，桜井さんが本当にやったと信じていたのですか。

杉山：そうです。だから，早く裁判にしてもらいたい，早く桜井に会いたい，裁判で桜井と対決したいって，ずっと思っていましたね。それと，私は，19歳のときに暴力事件を起こしているのですが，そのときに現場にいなかった奴を，警察が勝手な思い込みで犯人にしたことがありました。その経験から，警察には何を言っても無駄だなっていうのが頭にこびりついていました。でも，裁判になったら，桜井もやってないって言っているから，びっくりしましたね。

――もし，仮にもう一度その当時に戻ったとしたら，自白をしないと思いますか。

杉山：100％自白しないとは言い切れないね。自白が有罪に直結するっていう知識を今はもっているので，それは自白をしない大きな武器にはなると思います。当時はそのことを知らなかったからね。だから，99％くらいは自白しない自信はありますけど，1％くらいは分からないね。

桜井：あそこは特異な空間，異常な空間ですから。これは，体験しなくちゃ分からないと思いますね。

杉山：捜査官は何言っても聞いてくれないし，理詰めで来ますから。私の場合は短気だから，じゃあ好きにしろってなってしまいました。

2　再自白

――最初に警察官の取調べで自白調書をとられた後，一度，有元検事によって否認の調書が作成されました。その後，担当検事が吉田検事に替わって，また自白調書をとられてしまいましたね。1回否認したのに，要は本当のことを言ったのに，また自白調書をとられてしまったというのは，どうしてですか。

桜井：あれは脅しに負けたというのがありますね。吉田検事はこんな言い方をしました。「君の言っていることには僕の心を打つ響きがない。」，「真実であれば，裏付けがなくても僕の心を打つ響きがあるんだ。君の言葉にはそれがない。嘘としか思えない。そんなことでは裁判官も信じない。救ってやりようがないよ。」って言われたのです。その瞬間に自分は，死刑にされたら大変だから，もう認めるしかないと思ってしまったんですね。

――否認したら死刑になるというのが，再度自白した動機になっているわけですね。

桜井：私は，それがまさに再自白の理由ですね。取調官に「お前，裁判官には慈悲があるんだから，認めれば死刑にならないんだぞ。」とか言われたりすれば，

杉山卓男さん

本当にそうなのかなって考えてしまいます。

杉山：私の場合は桜井と違って，早く認めて，早く裁判を始めてもらいたいと思っていたのです。いったん否認したのは，逆送になる前の拘置所で，看守とか昔の仲間に，「認めたら死刑になっちゃうぞ。」とか言われたので，有元検事の前では本当のことを話したのです。それで否認調書を2通作られて，有元検事はそれを証拠にして裁判をやると言っていたから，これならもういいやと思いました。その後吉田検事に替わってからは，認めたら，早く裁判が始まって桜井に会えるんじゃないかということで，再自白をしました。

――その段階では裁判官だったらわかってくれる，と期待していましたか。

杉山：裁判官というのは神様みたいなものだと思っていましたからね。何でも分かってくれると信じていました。自白調書が証拠になるなんて，取調べの前は言われたことがなかったですし。

――裁判になったら否認をしようと考えていましたか。

桜井：否認して死刑になったら怖いと思ってね，最初はもう裁判でもやったと言おうと思っていたんです。でも，取調べがなくなると，また1人になってぽつんと我に返るんですよ。やっぱり死刑は怖いし，どうしようって。第1回公判が始まるまでずっと悩んでいました。「裁判所では，やっぱり本当のことを言うしかないんじゃないか。でも，死刑になったら怖い。」って，毎日のように日記に書いていましたね。

――否認したら死刑になるというのは捜査官から言われたのですか。

桜井：はい。警察官にも言われていましたね。ですから，これはやっぱり死刑は怖いなって思いました。

――警察官と検事との違いは，取調べのときに感じましたか。

桜井：有元検事は，ちゃんとこっちの話を聞いてくれました。また，「僕の一存では起訴するかどうか決められないけれども，上司と相談して決めて，起訴になったら，僕は検察官，君は被告人という立場になるんだ。僕は君がやったと言う立場だけど，やってないならやってないと言い続けなさい，そのときはこの調書を出してあげますから。これは死刑か無期しかない事件なんだよ。」と言ってくれました。ですから，有元検事は，警察官とはやっぱり違うなと思いましたよ。

杉山：でも，吉田検事は，警察と同じで全然聞いてくれなかった。

桜井：もう全然です。

杉山：何でも一方的で，調書を作るのもぼんぼん自分で書いていましたね。

3　自白調書の作られ方

――自白調書のストーリーというのは，捜査官が予め作っておいたものを押しつけられたのですか。

桜井：いや，違います。あれは取調官と自分との共同作業ですよ。

――共同作業というのは，どういうことですか。

桜井：とりあえず分かっていることは，勝手口に誰かが1人いて，杉山が表にいたって話だけ。それに合わせて話を作っていくわけです。でも，架空の話というのは，かなり作るのが難しいんですよね。「被害者宅に行ってどうした？」，「こんばんはと言った。」，「こんばんはと言ったらどうした？」，「被害者が出てきました。」，「出てきてどうした？」，「ちょっと話ししまし

た。」,「どんな話をした？」ってなるじゃないですか。そんなのわかるわけない。仕方ないから,「だから金を借りに行った。」と。「それでどうした？」と言うから,借りられたらつじつまがあわないと思って「借りられなかった。」と答えました。「わからない。」というと,「どうした，どうした。」って聞くから,「後は利根川に帰りました。」,「それからどうした？」,「河原に下りて歩いた。」とかね。そのうち，杉山が1人で入ったということにすればいいと思って,「もう一度被害者宅に行って杉山が入っていきました。」っていう話を作りました。「被害者宅の中は知りません。」と。最初はそう言いました。ところが,「お前，2人で入っている。分かっているんだ，隠したって同じなんだから言え。」と言われました。8畳間の押し入れの前で殺されて，さるぐつわをされていて，ワイシャツでぐるぐる巻きにされていたとか，全部聞いていたんですよ。ですから,「8畳間に入って，押し入れの前で杉山が首をしめて，俺はワイシャツで足を縛った。」と言いました。

――その架空のストーリーというのは，やりとりの中でできてしまうものなんですか。

桜井：できます。だって，捜査官は間違っているところを間違っていると言います。自分はどんな色のシャツを着ていたとか，言ったことが当たればノートに書いていきます。「襟は付いていました。」と言ったら,「あれ，付いていたの？」って聞き返すんですよ。そうしたら分かるでしょう，襟が付いてないという答えを求めていることを。ズボンだって，黒だとか紺だとか答えると，おかしいと言われました。茶色でカーキ色って出るまで，何遍も聞かれました。

――向こうが求めている答えが出るまで何度でも聞くわけですね。

桜井：はい。「お前は人を殺しているんだから，興奮していて覚えてなくてもいい。何度でも答えるうちに思い出すから。」って。向こうの言うのを探りながら，イエス，ノーって答えていけば，意外と捜査官のノートにストーリーができちゃうんですよ。それが2時間も3時間も続いて，1本のストーリーになった後に，すらすら言ったように調書に書くじゃないですか。それを覚えたとき，今度自白を録音すれば，誰だって犯人になっちゃいますよね。

1つ印象に残っているのは,「現場に行って見てきたら違う。」と言われたことです。「反対側の戸を開けたんじゃないのか。こっち側からじゃ見えないんだよね。」なんて言われたことを覚えていますよ。でも，実際に現場に行ってないから，分からないんですよ。あ，そうなんだと思って。「じゃあ，反対側かもしれませんね。」なんて言わされました。

杉山：捜査当局が引当り捜査をやっていないんですよ，私らの事件は。

桜井：だから我々は2人とも，いまだに現場を知らないんです。図面とか写真なんかを見ていますから，だいたい想像できますけど，実際に自分で行って見ていませんから，どんな状態になっているかまったく知らない。

――どうして捜査機関は，引当り捜査を行わなかったのでしょうか。

桜井：警察も，我々の自白は成立しないって分かったんじゃないですか，もしかすると。冤罪事件で現場に連れて行かれなかったのは,我々ぐらいじゃないですか。

――捜査の点については，引当りが行われなかっただけでなく，証拠偽造のおそれもあったとうかがっていますが。

桜井：その当時鑑識課に桐原さんという方がいて，捜査幹部から2人の指紋と合わせろと言われたそうです。いや，だめだと断ったんだという話がありましたね。もしかしたら強引に何かの手段でやっちゃったかもしれないですよ。

実際，捜査官が，被害者宅の便所の窓の桟を外してきて，「どういうふうに壊したかちょっと手に持って説明しろ。」って言ったんです。その前にも，パンツとかをいっぱい持ってきて，目の前に出されて。きっと指紋を付けさせようとしたんだと思いますよ。あのときに手に持っていたら，絶対再審で指紋があるからって言われていた。

杉山：我々が触らなかったので，結局，捜査官の指紋だけが付いた（笑）。

桜井：この便所の窓の桟の指紋対照だけは1967年12月にやっているんですよ。ほかの捜査は9月か10月にやっているのに，この便所の窓の桟2本だけはあらためて12月にやっているんです。私たちに「手に持って説明しろ。」と。これで出てきたのが捜査官の指紋だけなんだ。あのとき，絶対私たちの指紋を付けさせようとしたんだと，今になってみれば分かりますね。あのとき触っていたらと思うと，怖い。

――わざわざ手に持ってやれと言われたのですか。

桜井：「どういうふうにやったんだ。」って，手に持たせるんです。嫌ですというと，「自分で持ってやったのに触れないのか。」と。危機一髪でしたね。

杉山：私の雪駄まで持って行って，その当時履いていた雪駄というものも証拠に付けられちゃっているんだよね。裁判官は証拠請求を却下してくれたから，そこで勝負はあったんですけど，却下されなかったら，鑑定で出てきて，何を言い出すか分かりませんでした。

桜井：仮に指紋などが出てきても，犯人とは言えないですけどね。取調べのときに触らせようとしているんですから。ただ，指紋が出ると，やっぱりほらみろ，怪しいじゃないかと言われる。今以上に，あいつらはやっぱり犯人だって言い続けますよね。

――自白調書はできていても，そのときに触ることを拒否できたのはどうしてでしょう。

桜井：いや，だって，真犯人の触ったようなものなんか触りたくないじゃないですか。

――弁護人のアドバイスはあったのですか。

桜井：ないです，あのときは。

杉山：そのときは，弁護人はいないもん。

桜井：いませんでした（笑）。

4　虚偽の自白を見抜く目

――よく裁判官は，実体験をした本人でなければ知り得ないようなことが書いてあるから，これは真実なんだという認定をしますね。

桜井：全然そんなことはないと思います。だってそれは警察官が知っていることじゃないですか。秘密の暴露があれば違うんですが，我々の自白は，みんな警察官が全部知っているような話ばっかりしか出てこない。警察官が知っているようなことは，誰でも自白できるんだということを，意外と一般の人は知らないですよね。

自白をしてしまうことで，死刑，無期懲役になる。確かに，それは現実的に怖いと思った瞬間もありますけれども，それよりもやったと言ってしまう最初の心というのは，やっぱり目の前のつらさに負けてしまったということです。このことが意外と分からないですね，一般の人もね。

――そこを裁判官にもわかってもらいたいですか。

桜井：そうですね。裁判官に犯人の役をやってごらんなさいと言って，この布川事件のように，連日取調べを受ける体験をさせるといいと思います。そうすれば，いくらでもわかると思います。でも，裁判官は，やっていないことならやってないと言えばいいんだと，この一点張りです。有罪判決を書かれた1審の花岡裁判官には，このことをかなり言われましたね。

杉山：それから自白の録音テープですが，すらすらしゃべっていることは，捜査官から教えられて，こうしゃべれ，ああしゃべれと言われたことです。でも，「真犯人じゃなきゃ，こんなすらすらしゃべれない。」って言われますが。

桜井：「覚えられない，言えないですよ。」なんて言われましたよ。

杉山：ほかに，桜井は，「アリバイがあるなら，大事なアリバイだから忘れるはずがない。」とか言われましたね。

――桜井さんにとっては，事件の日は，日常の何気ない1日にすぎなかったわけですからね。

桜井：「何でそんな大事なことを忘れちゃう？」と言われて，「いや，大事じゃないですよ。」って思いました。

5　「取調べの全過程可視化」が重要

――今，刑事司法改革のひとつとして，取調べの可視化というのが大きなテーマになっていますが，このことについてお二人はどういった考えをお持ちでしょうか。

桜井：可視化は当然ですよね。全過程の可視化でなければ意味がありませんけど。どういう調べをしてどういうことによって自白していったか，その原因を探るのはどうしても必要です。やっぱりそれは調べる側にとっても，自分たちがどういう調べをしたかという担保にもなりますよね。ところが，やっぱり今の警察官というのは，脅したりなぐったりというのが結構あって，取調べ技術を持ってないんですよね。だから，彼らは可視化に反対しているんでしょうけれども，可視化というのは，調べる側と調べられる側，両方の人権を守るために当然の手段だろうと思いますね。

杉山：私たちの場合だと，全過程を可視化すれば，最初の自白，桜井がこう言っているとか，ああ言っているとか，そういうのが全部わかりますでしょう。それを裁判官・裁判員に見せたら，ああ，こうやって自白調書というのはこうして取ったんだって分かるわけですね。ですから取調べの全過程を可視化しなくてはだめだって思っています。そうしなければ冤罪は減らないと思いますね。

――よく捜査機関側の言い分として，カメラがあると本当に話したい人が話せなくなると主張されることもありますが，その点についてはどのようにお考えですか。

桜井：録画されるから本当のことを言えないなんて，ありませんよ。全過程の可視化をしている外国の例があるじゃないですか。諸外国でカメラが入ったことによって自白率が低くなったなんて，どこのデータを見てもありません。日本の捜査機関が言っているのは屁理屈ですよね。

6　「証拠の全面開示」が重要

――他に，証拠開示の問題がありますね。布川事件では，出てくるべき証拠が初めに出ていれば全然違ったという思いはありますか。

桜井：違いますね。我々の場合は福田てる子さんという人の証言で，事件当日の午後11時半に中野区野方のバーに来ていましたというのがありました。彼女をあのとき証人に呼んで，事件現場で人殺しをして午後9時50分の電車で帰っても，午後11時47分にしか野方へは着かない，バーに行けないってことを明らかにすれば，アリバイが成立していました。そこで裁判は終わっていますよね。

ですから証拠の全面開示は，冤罪を防ぐという意味では，最大の条件かなと思うんですよ。

杉山：取調べを全面的に可視化するのと，証拠の全面開示を法律で決めないとだめですね。

桜井：2012年は裁判員制度の見直しがありますよね。見直しの中で，公判前整理手続で，全証拠を弁護士に開示することにすればいいと思います。そして弁護士に，3カ月なり半年なり証拠を検討させて，どういう主張をするかを考えさせる。それが一番公平だと思いますね。

もし検察官が開示しない証拠があったら，そこで公訴棄却でおしまいにするということにすればいいと思います。裁判所に証拠を隠すなんていうシステムを許しちゃだめですよ。だから，本当にそういう声を早急に上げていきたいなと思いますね。

――布川事件では，死体検案書も開示されていなかったんですね。

桜井：そうです。

杉山：三十何年間も開示されていませんでした。

桜井：現場から採取した毛髪の鑑定書も，あんなものがあるって知らなかったです。

杉山：それが2つもありました。

桜井：そう。弁護士さんだって気が付かなかったのです。俺，髪の毛を採られたよってずっと言っていたんですよ。でも，俺も気が付かなかったんです。髪の毛を採られているんだから，鑑定しているんじゃないかって気が付けばよかったのに，気が付かなかったですね。2度採られたんですが。

毛髪鑑定書の出し方にも問題があって，最初は桜井，杉山と鑑定したら，合わないという鑑定書だけを出してきたんです。それで，もう1通あると言ったら，検察官が「ありません」って嘘をついちゃったんです。領置調書の中に，「○○○○（※注：被害者名）髪の毛，若干量鑑定中」と書いてあったので，鑑定があるだろうと言ったら，2週間たってから，「鑑定書が出てきた」と言うんですね。検察官がそれはないと言ったのが，嘘になったじゃないですか。もしかしたら，これが一番，裁判官が再審開始決定をする心証につながったかもしれないですよね，検察官が嘘をついたということですから。

杉山：録音テープも，私のは出してこないんですよ。

桜井：録音をして調べましたと記録に書いてあるのに，検察官はそれがないと言っているんです。面白いですね。私のテープは，記録に書いていないのに，検察官が出してきました。私の方がすらすらしゃべっているので，出したんですね

――検察官にとって使えるところだけ使うんですね。

杉山：桜井は，すらすらと，それも落ち込んだ声で自白しているんですよ。それで，テープがあったと言って出してきたんですよね。そうしたら，それが改ざんしてあったんです。検察官が墓穴を掘っちゃったのね。

桜井：そう。警察官が1審で録音はしていませんと言った嘘も分かっちゃった。さらに，今度は中身の録音が改ざんしてあったということで，二重の意味で，本当にばれちゃった。もしかすると，あの録音テープを出した，園部検事が再審開始決定の功績者かもしれ

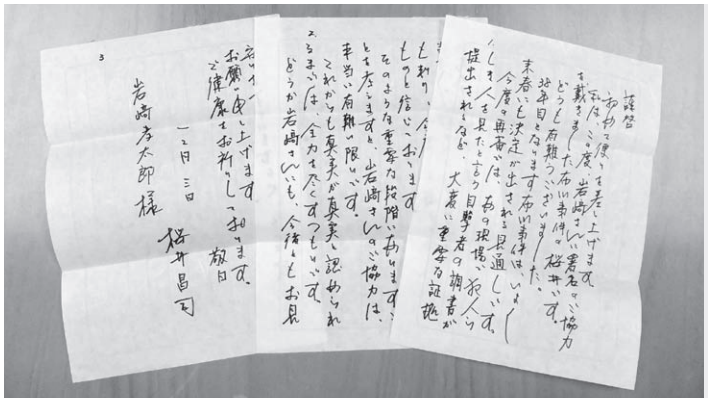

桜井さんの手紙
インタビュアーの岩﨑孝太郎編集委員が学生時代に「布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会」の街頭署名活動に応じて署名したところ，桜井さんからとても丁寧な手紙が届いた。その手紙を“宝物”にしていたという岩﨑委員にとって，感動のインタビューとなった。

ませんね。あの人が自分で進んで出しちゃったのです。水戸の弁護士さんをちょっと来てくださいって呼んで，何だと思ったら，「いや，桜井の録音テープがあったんですよね。」と，にやにやしながら出したそうです。これ，ちゃんとすらすらと自白していますからと言って，向こうから出してきたんです，再審請求のとき。だから，検察官にすれば，逮捕して自白して3日目にすらすらしゃべっているんだ，もうこれで一件落着と思ったんでしょうね。ところが，それに大穴があって，改ざんしてあったのです。改ざんしていたから，それまで警察はないと言ってたのです。

だからいろいろな意味で，すべての証拠をこういうふうに最初から開示していれば，本当に今のように簡単に冤罪がつくられるということはなくなると思いますよね。公平に公正に開示されるように，何とか実現してほしいなと思います。

7　弁護人の役割

――弁護人に期待することとか，あるいは，ご自分の経験で弁護人に対して不満があれば教えていただけますか。

桜井：最初の弁護人はもう例外でしたよね。俺の話を何も聞かない。いくら国選だってね…。当時つけていた日記には，「今日も先生は俺の話を聞かないで帰った。」って書いてあります。あの人は，とうとう俺の否認の内容も聞かなかったんだ，一度も。そんな弁護人はいないですよね。だから，あの人を例に取ってもしょうがないです。だけど，弁護人が，本当に我々の主張を法廷の中で理解して主張してもらうって，存在としては本当に大事ですよね。何を見るか，何を見抜くかでね。

――最初の弁護人は，桜井さんが否認していることは分かっていて，それでも話を聞かなかったということなんですか。

桜井：うん，聞かなかったですね。「まだ先が長いからね。」と言ったって日記に書いてあります。

杉山：私たちのように，やってないものを毎日責められている状況では，弁護士さんに毎日面会に来てほしいですね。それで今日はどういう調べを受けたとか，そこはこうやれとかああやれとかアドバイスをしてくれれば，100％近く自白しないと思いますよ。だから弁護人の役割というのはそれが一番重要だと思います。

――やっぱり相談できなかったことが自白の原因として大きいんでしょうね。

杉山：そうそう。

桜井：誰にも言えないですもんね，独りぼっちで。

杉山：それでどうすればいいんだ，ああすればいいんだと自分の頭の中で考えて，やっぱり迎合しちゃった方が簡単だとか，そういうので自白してしまったからね。繰り返しになりますけど，弁護士さんが毎日来てくれて色々とアドバイスをしてくれれば，自白はしなかったと思うんですね。それが弁護人の役割としては一番重要だと思います。

――桜井さんは捜査のときに弁護人を選任できますよということは告げられてはいたんですか。

桜井：あのね，10月19日だったかな，逮捕状を見せられた。そのときに，お前，弁護士を頼めるけど金はあるかと聞かれました。「いや，ないです。」，「じゃあ，だめだな。」って。それだけですよね。

――当番弁護士制度があったら，また違ったでしょうね。

桜井：その当時に当番弁護士制度があれば，たぶんこの事件は起訴されてないですよね。そう思いますね。

8　再審開始決定後

――再審開始決定が出た時は，どのようなお気持ちでしたか。

桜井：うれしかったですよ。ただうれしかった，本当に。自分はあのときの記憶をあまり覚えてないです。それくらい興奮していましたね。

杉山：私の場合はもう勝てるなんて思っていませんでした。だから，再審開始と聞いて，あ，信用できる裁判官も世の中にはいるんだなと思いましたね。

――最終的な無罪判決よりも再審開始決定の方がうれしかったですか。

桜井：もちろん何倍も。

杉山：再審開始決定はうれしかったね。ただ，私の場合，一番うれしかったのは，東京高裁の再審開始決定に対する即時抗告審ですね。あのとき，門野裁判官という，名張事件の再審開始決定を取り消した人が裁判官になったんだよね。今はいい人と思うけど，このときは布川もけ散らしに来たんだと思ったのね。ですから，門野裁判官が再審開始を認めたのが一番うれしかったですね。だから無罪判決よりも，最高裁の再審開始決定が確定したのよりも，最初の地裁の再審開始決定よりも，私の場合は，その門野裁判官の法廷で勝ったというのが一番うれしかったですね。

9　仮釈放後

――仮釈放で刑務所を出られた後，近所付き合いとか，なにか苦労されたことはありますか。

桜井：特に感じたことはないですね。ただ，今回，無罪になった後，お墓に供えている茶わんがいつもひっくり返されたりして，ああ，誰かいやがらせをしているなって思うことがあります。

――無罪判決が出た後ですか。

桜井：うん。無罪になった後ですよ。無罪になるまでは，同情していた人も，無罪判決がでると，「あいつら，うまくやりやがって。」という意識の人が出るんですね。世の中って怖いですからね。我々が無罪になったからって，世の中の100％の人が無罪だと思ってくれるわけではないですからね。足利事件の菅谷さんと違って，残念ながらね。別にそんなの気にしたらしょうがないと思っています。自分は，田舎にたまたま家が残っていたので，そこで土木作業員をやって，少しでも自分の生き方を理解してくれる人がいっぱい増えればいいやと思って，帰ったんですよね。

――他に判決前後で変わったことはありますか。

桜井：変わったという意識はあまりないですね。ただ，やっぱり地区の人が素直にこの事件のことを言ってくれるようになったと思います。この前，お祭りのときに，杉山には悪いけど，俺はあいつに殴られてよと言われました。桜井は無罪だけど，あいつが無罪なのはちょっと腹が立つよな，なんて言われましたよ（笑）。そういうことも，無罪になったから初めて言ってくれたんだなと思いました。

――冗談が言えるようになったということですね。

桜井：そうそう，やっとそういう話をしてくれる人が増えたような気がします。ですから，多少は変わっていて，そういう意味では無罪というのは大きいですよね。

――これから講演活動等で伝えていきたいと思っていることはどのようなことですか。

桜井：そうですね，さっき言ったように，日本の司法システムというのはみんなが思っているようなものじゃないということです。警察も，みんなが思っているようなものじゃないということを知ってほしい。警察は大事な組織ですが，間違ったときは素直に間違ったと認める組織であってほしい。裁判は，人の一生を左右しますからね。ですから，検察官も，本当に間違ったときは，謙虚に「間違った，ごめんなさい」でいいんじゃないかと思います。それを言えないような今のシステムが間違っているんだということを，もっと社会に知ってほしいし，冤罪で泣くような人が少しでも少なくなればいいなと思って，そういうことを社会に訴えていきたいなと思っています。

杉山：特に若い人に知ってもらいたいです。

桜井：そうですね。時々高校なんかに呼ばれて行くんですが，我々の話を聞くと，若い子たちは，あぜんとしますよ。「信じられない」とか言って。別にだからといって警察がすべて悪いということじゃなくて，そういう部分があるんだよって知ってもらい，それを直していく，直すような世の中にしようねという話ですよね。

最初おまわりさんになるような人って，悪いことをしたり，嘘をつくようなことをするとは思わないじゃないですか。ただ，彼らは自分たちがやったことが正義であって，この正義を貫くことが社会の治安を守ることで，そのためには多少のことをしていいという理屈を持っていますよね。そうじゃなくて，正義を守る機関だからこそ，人権に配慮する上で厳格な真実性が必要なんだと思う職業にならないとだめだと思っています。

裁判官にしても，司法試験に通ることが真実を見抜く目を養えたことではないんですよね。裁判官という立場に就くことによって，何でも理解できる立場になっているように錯覚しているようですけど，そうじゃないと思いますよね。やっぱり科学的な面は，科学者をもっと信頼してほしい。もっと謙虚になってほしいと思いますよね。人を裁くというのは，そういうものなんだって。

10　最後に

――若手弁護士に対してメッセージをいただいてよろしいでしょうか。

桜井：やっぱり弁護士さんって仕事は大変ですよね。自分は思うんですけど，弁護士さんのところへ幸せな人はあまり来ないですよね。いつも法律的に悩んだり，苦しんだり，そういう人ばっかり来るわけで。そういう人の思いを背負うことは本当に大変だと思いますよ。

ただし，だからこそ，そういう思いを背負って法律家としてやれることはたくさんあると思います。本当に大事な使命を背負っているので，ぜひそのことを自覚して弱い者とか悩んでいる人たちの力になってほしいです。

杉山：やっている人もやっていない人も同じですけど，被告人はマスコミにたたかれたりするわけでしょう。そういう人たちが信頼できるのは，弁護士しかいないわけですよね。裁判所も頼れないし，検察庁も警察も頼れません。ですから，そういう人たちの話を公正に聞いてやって，それでやっている人はやっている人なりに助けてあげて，やっていない人については，先ほど言ったけど，面会に毎日行ってもらいたいと思いますね。そういう弁護活動をして，被疑者や被告人に頼られる弁護士さんになってほしいと思いますね。

インタビューⅡ　冤罪事件当事者の支援団体に訊く

第26回 東京弁護士会人権賞 受賞

布川事件 桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会（以下「守る会」）

代表世話人 佐藤光政さん，事務局長 中澤 宏さん

聞き手・構成：伊藤敬史，岩﨑孝太郎

――守る会のできた経緯を教えていただけますか。

中澤：布川事件は，1970年に水戸地裁土浦支部の1審で無期懲役の有罪判決が出た当時は，まったく支援者がいませんでした。

1審判決後に柴田五郎弁護士が担当するようになって，弁護活動だけでは勝てないから，支援を拡げるために，桜井さんや杉山さんに面会して，手紙を書きなさいと話しました。そして，冤罪事件等の支援団体である「日本国民救援会」に名簿を提供してもらって，その名簿を東京拘置所にいた桜井さん，杉山さんに差し入れて，支援を呼びかける手紙を書いてもらいました。桜井さんは，1万通ぐらいの手紙を指の骨が曲がっちゃうほど書いたという話です。杉山さんも何千通も書いたということです。それで，いろいろな冤罪事件にかかわってきた人たちに支援の輪が拡がっていったんですね。

1973年には，事件の起きた利根町で，真相報告会が開かれました。これが目に見える形での支援運動の始まりです。その後，二人の手紙を受けて支援者がどんどん拡がっていって，ようやく条件ができてきたということで，満を持して1976年1月に守る会が設立されました。

――支援活動が先行していて，それから組織化されたのですね。

中澤：はい，実態的なものが先行していました。支援団体を設立するには，正確に事件を知らなければいけないので，設立前に，支援者で2回ぐらい現地調査をやりました。実際に現地に行って，例えば100メートル以上離れて，夜間，男女の区別や，背の高い低いが分かるかなどということを，支援者が実体験しました。

――布川事件は結論が出るまでに長期間かかりましたので，守る会の活動も，1976年の設立から35年にもなったわけですが，その間，どういう活動をしてきたのでしょうか。

中澤：最初の1976年から1978年に最高裁で棄却されるまでの間は署名を集めて裁判所に要請していました。1万弱の署名を集め，桜井さん，杉山さんと面会をして，支援者に様子を知らせていくということが活発になり始めました。

最高裁の判決言渡期日が1，2度延期されて，ひょっとしたら逆転無罪になるんじゃないかと期待したところ，その期待を裏切って無期懲役判決が確定してしまいました。そのとき，杉山さんは，自分の人生が終わったと思って，髪の毛がごっそり抜けたそうです。そこで，守る会がまずやったのは，収監されるまでの間，連日のように桜井さん，杉山さんに激励の面会をすることでした。一方，再審裁判をにらんで，関東近県の刑務所に二人一緒に入れてくれということを，弁護士とともに熱心に矯正局やら法務省に出向いて働き掛けました。その結果，千葉刑務所に二人とも入れることができました。これが後でとても生きてきました。

――それは大きかったですね。

中澤：それ以降，1978年に収監されて，1996年に仮出獄するんですけど，その間毎月欠かさず，桜井さん，杉山さんを激励し続けたということはすごく大きなことじゃないかなと思います。

1983年に第1次再審の申し立てをしたのですが，それに合わせて署名を集めたり，裁判所に要請したりとか，それぞれの各段階でやりました。1984年には「壁の歌コンサート」といって，裁判所のある地元土浦で，700名くらい集めた支援コンサートをしました。

代表世話人
佐藤光政さん

支援コンサートは，それ以後，彼らが仮出獄してからも継続して，26年間で38回やりました。

また，とにかくお金が必要なので，救援美術展というのを10回ぐらいやりました。プロの方に絵を提供してもらって，購入者からカンパをいただく。絵は結構高いものですから，それが活動資金になりました。女優の北林谷栄さんも，バザーを企画したり，自分の出演している『キクとイサム』という映画をお金を取って上映したりして，資金援助をしました。

1992年に第１次再審請求が棄却されてから，運動としては，一刻も早く彼らを仮出獄させるために署名を集めて，関係各方面に働き掛けていくという運動に切り替えました。それで，1996年に彼ら二人の仮出獄が実現するわけです。第1次再審請求の署名や，仮出獄の署名等々で，全部で10万近く集まりました。

――お二人の仮出獄は，支援活動にも影響を与えましたか。

中澤：彼らの仮出獄は，すごい効果を上げました。獄中で一生懸命手紙を書くだけのパワーの持ち主ですから，彼らは，いろいろなところにオルグに行きました。二人の話を聞くと，やっぱり嘘の自白だったということが，すとんと腑に落ちるわけですよ。それで，1996年以後，支援が飛躍的に広がっていきました。

弁護団は，第1次再審請求が一点突破的にやってだめだったので，今度はすべての論点について新しい証拠，科学的な証拠を用意して，また旧証拠も徹底的に叩くという方針を確立して，ようやく2001年12月に第2次再審請求にこぎ着けました。

第2次再審請求を始めてから2009年に再審開始決定が確定するまでに集めた署名の数は，20万を超えました。

――すごい数ですね。

中澤：守る会の会員も，当初はちょぼちょぼでしたけれども，どんどん増えていき，本家から分家が分かれるように，茨城の会とか三多摩の会とかができました。最近では，北海道だとか愛知にもできて，全体としては約2,000名の会員がいます。

――先ほどのお話の中で，支援者が実際に現地調査をするというのは興味深いですね。

中澤：私たちが重視しているのは，支援者がとにかく実際に現場に行ってみて，この事件はいかにおかしいかを体験するということです。裁判では，事件当日の午後７時30分頃，時速30キロのバイクに乗って事件現場を通ったら二人を見たという目撃証言が有力な証拠になっていました。帰りは，午後9時前頃に，100メートル以上離れたところから，背の高い男と背の低い男が左右に行くのが見えたので，不安に思ってジグザグしながら現場を通ったら，ぎゃっという声がしたとかね。そんな変な目撃証言なので，実際に現場に立って見てもらって，見えるのか見えないのか体験してもらいました。

あとは，杉山さんの自白調書では，盗った財布を土手の上から川に投げたということになっていました。そこで，現場に行って，土手の上から川に投げてもらう実験をするんですよ。そうすると，40～50メートル離れているので，どんなに肩のいい人でも，絶対に届かないんですよね。

また，自白調書の中に，腰板をけったらガラス戸が割れたという場面があるので，ガラス戸の腰板を足でけったら割れるかも，実際に現物を作ってやりました。やってみると，足がしびれちゃうくらいのもので，割れないんですね。

守る会では，結成前に2回，結成後は毎年1回ずつ，

事務局長
中澤 宏さん

合計38回の現地調査を主催しました。それ以外にも自主的な現地調査はありますから，おそらく現地調査そのものとしては50回を超えているんじゃないですかね。

――ずいぶんたくさん現地調査をやったのですね。

中澤：支援者が本当にやっていないんだと実感するためには，やっぱり現場を見て実体験した上で，弁護士さんの話を聞いて，理屈として分かってもらうことが大切だと思います。

――多くの人が冤罪事件と実感することで，支援の輪が拡がるということですね。

中澤：はい。それから，感性の部分で冤罪事件と実感する上では，バリトン歌手の佐藤光政代表世話人の果たした役割が大きいです。僕も，どちらかというと感性の部分から支援に入っていまして，桜井さんの書かれた詩を読んで，これは絶対にやってないよと実感しました。佐藤光政さんが桜井さんの詩を歌うコンサートを聞いて，ぼろぼろ涙が出てきました。最初，桜井さんの詩だとか，音楽会から入って，現地調査に参加して理屈として冤罪事件という確信を持ちました。そういう入り方の人も，結構，多いんじゃないでしょうかね。

――感性という言葉が印象的ですが，感性に訴えることで支援の輪が拡がりやすくなったのでしょうか。

中澤：はい。僕なんかも感性から入りましたから。理屈は現地調査ですね。

佐藤：僕も，桜井さんが獄中で書いた詩を救援会の方から見せられて，こんな詩を書く人が犯罪をやっているはずがないと思いました。それがきっかけですね。

中澤：最初は，100円で20ページぐらいの小さな小冊子の詩集を作りました。6集で2万部も売れました。だから，1集当たり3,000部ぐらい売れたんですよ。これが支援拡大にものすごく効果を発揮しましたね。

佐藤：そうですね。やっぱりインパクトがある。僕は，桜井さんの詩を見て，本人に会えないけど，刑務所に通うようになりました。刑務所の塀の周りをぐるぐる回っているだけなんですけど，時々刑務所の中で囚人が作るものを買えるんですよね。そのうち，所長さんが，突如面会を許してくれました。

それで，桜井さんに会って，音楽をやったらという話をしたら，詩だけじゃなくて作曲も始めて，そのうちCDとか詩集とかができました。やっぱり僕なんかは，歌い手だから，感覚の面からしか入れないですね。

桜井さんも，救援活動は楽しいものじゃなきゃいけないと言っています。

中澤：そうそう，「明るく楽しい布川事件」と言っていましたね。

佐藤：僕が言ったんだ，先に。やっていて楽しいと思えるのが本当の救援活動。そうじゃないと，息が続かない。

中澤：そうですね。

佐藤：桜井さんの詩に曲が付いて送られてくるでしょう。それを今度，みんなの前で歌うのが楽しいんですね。楽しいと言ったら変だけど，どんどんインパクトのある詩と曲ができてきて，シアターモリエールという新宿の劇場でも20回近くコンサートをやりました。

それで仮出獄してから，また書けよと言ったら，桜井さんは書けないと言いました。出てきてからは，あまりいい詩が書けなくなりましたね。

中澤：やっぱり極限状態じゃないといい詩はできない。

――魂の叫びのようなものですか。

佐藤：そうなんですよ。

布川事件 桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会

守る会は，布川事件で桜井，杉山両氏が最高裁に上告中の1976年1月，無実の両氏を冤罪から救うため設立。布川事件の冤罪であることを広く訴えるため，毎月守る会ニュースを発行したり，コンサートなどのイベントの開催，街頭での宣伝活動をしている。また，弁護団に対しても，会費やカンパで得られた資金の一部を提供したり，鑑定や再現実験の実施にあたって人員及び資材を提供するなど弁護団を支えた。

――支援活動をコンサートという形式で行うのが，とても興味深いですね。やっぱり音楽の力をお感じになりますか。

佐藤：そうですね，やっぱり詩だけ読むよりも，曲が付くとインパクトがあるしね。最初，『母ちゃん』なんて桜井さんの詩を読んだとき，相当想いが伝わってきましたけどね。

「あの日，また来るよと残していった言葉が昨日のことのように覚えているよ」

それが作曲されてきたときはね…。それをメインに最初のコンサートを土浦でやりました。1人でも多くの人に伝えるにはコンサートが一番いいと思います。

――支援を拡げる活動とは別に，29年間，無実の罪で拘束されていたお二人を励ますことも重要な活動だったのでしょうね。

中澤：そうですね。千葉刑務所では，毎月欠かさず面会していました。刑務所に入ってからは書面のやりとりは制限されますよね。そこで登場したのが高橋勝子さんという日本国民救援会の専従の方で，この方が3,000通の手紙を書いて，支援者の声を届けて，二人の声を支援者に届けていました。そういったことを一生懸命やってくれたのがすごく大きかったということはありますね。

――そういう中で，2011年5月に再審無罪判決が出て，確定しました。そのときのお気持ちはいかがでしたか。

佐藤：確定したときは，それこそ身内のようなものですから，うれしいというんじゃ言い足りません。何か脱力感というか，よかったなと感じました。

――何かほっとするような感じですか。

佐藤：そうですね。周りの人に電話をしまくって。

中澤：いろいろな段階があったと思うんですよね。再審開始決定も，検察官が抗告するので，地裁，高裁，最高裁を合わせて結局3回ありましたよね。僕が最もうれしかったのは，やっぱり2005年9月21日の水戸地裁土浦支部の再審開始決定です。これは出るか出ないか分からなかったですからね。聞いたときは，オーバーな話，天にも昇るような気持ちでしたよ。

――桜井さんも，その時が一番うれしかったとおっしゃっていましたね。

中澤：うれしかったですね。最後の判決は，もう無罪に決まっているから，聞いてもそんなに感じませんでした。逆に，裁判所が自分の責任について認めていないし，明確に検察についても断罪していないから，やっぱりこれからの戦いをしなきゃいけないという方が強かったですね。

佐藤：でもな……。

中澤：まあ，よかったと思いますよ。とにかく二人はほっとしただろうなと思いました。

――市民の反応に転機を感じたことはありますか。

中澤：大きいのは，裁判員裁判ですね。裁判員裁判が始まったことによって，やっぱり裁判を自分のものとして市民がとらえるようになりました。2004年にお茶の水の駅頭でビラを配っていた頃は，ほとんど受け取ってもらえませんでした。ところが，最近，大崎事件の第2次再審請求で，同じお茶の水でビラを配ったら，意外に受け取りがいいんですよ。やっぱり市民の意識が変わっているんですね。あとは，足利事件の判決が出た後は異常に受け取りがよくなったりしました。いずれにしても裁判員制度が始まったことは，冤罪事件の支援に大きな影響を与えていますね。